

所管部課	まちづくり部道路交通課		部長	田辺 康弘	
件名	専決処分報告について（雨水排水用横断グレーチングの隙による人身事故）			区分	○
	1 審議事項		2 報告事項		
関係事項	条例規則	地方自治法第180条第2項			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>令和4年4月5日（火）午後10時20分頃に、東大和市向原6丁目1201番3先の市道上において発生した人身事故について、「損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分について」に基づき専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告したい。</p> <p>（1）事故の内容</p> <p>上記の日時及び場所において、相手方が自転車で走行中、雨水排水用横断グレーチングに生じていた3cm程度の隙に自転車のタイヤが嵌り、転倒したことにより受傷し、運転していた自転車等にも損害が生じたものである。</p> <p>損害賠償額の決定及び和解の内容については、損害賠償額として94,782円を市が相手方に対して支払うものである。</p> <p>（2）影響及び効果</p> <p>当該事故について、相手方との和解に関する必要な手続きが完了する。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和4年 4月 5日（火） 事故発生 令和4年 9月26日（月） 専決処分 令和4年 9月26日（月） 示談締結</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年第1回市議会臨時会に、議案を提出したい。 賠償金については、公益社団法人全国市有物件災害共済会「道路賠償責任保険」により全額補填される。 					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。